

様式（文部科学省ガイドライン準拠版）

平成28年度

自己評価報告書

評価対象期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日

平成29年5月31日

吉川福祉専門学校

目 次

1 学校の理念、教育目標	3	4-13 就職率.....	2 6
2 本年度の重点目標と達成計画	4	4-14 資格・免許の取得率.....	2 7
3 評価項目別取組状況	5	4-15 卒業生の社会的評価.....	2 7
基準 1 教育理念・目的・育成人材像	6	基準 5 学生支援	2 8
1-1 理念・目的・育成人材像.....	6	5-16 就職等進路.....	2 8
基準 2 学校運営	1 0	5-17 中途退学への対応.....	2 9
2-2 運営方針.....	1 0	5-18 学生相談.....	3 0
2-3 事業計画.....	1 1	5-19 学生生活.....	3 1
2-4 運営組織.....	1 1	5-20 保護者との連携.....	3 3
2-5 人事・給与制度.....	1 3	5-21 卒業生・社会人.....	3 4
2-6 意思決定システム.....	1 3	基準 6 教育環境	3 6
2-7 情報システム.....	1 4	6-22 施設・設備等.....	3 6
基準 3 教育活動	1 5	6-23 学外実習、インターンシップ等.....	3 7
3-8 目標の設定.....	1 5	6-24 防災・安全管理.....	3 8
3-9 教育方法・評価等.....	1 7	基準 7 学生の募集と受入れ	4 1
3-10 成績評価・単位認定等.....	2 0	7-25 学生募集活動.....	4 1
3-11 資格・免許の取得の指導体制.....	2 2	7-26 入学選考.....	4 3
3-12 教員・教員組織.....	2 3	7-27 学納金.....	4 4
基準 4 学修成果	2 6	基準 8 財 務	4 7
		8-28 財務基盤.....	4 7
		8-29 予算・収支計画.....	4 7
		8-30 監査.....	4 8
		8-31 財務情報の公開.....	4 8

基準 9 法令等の遵守	4 9
9-32 関係法令、設置基準等の遵守.....	4 9
9-33 個人情報保護.....	5 0
9-34 学校評価.....	5 1
9-35 教育情報の公開.....	5 2
基準 10 社会貢献・地域貢献	5 4
10-36 社会貢献・地域貢献.....	5 4
10-37 ボランティア活動.....	5 5
4 平成28年度重点目標達成についての自己評価	5 6

1 学校の理念、教育目標

教育理念	教育目標
<p>1. 超高齢社会のニーズに応えられる知識（理論）と実践技術（基礎・応用）と感性（倫理観）をバランスよく身につけ、高い専門性を持つ介護福祉士を養成する。</p> <p>2. 対象となる人間を深く理解し、人権を尊重し、どのような時でも人として尊厳を持って接することができる介護福祉士をめざす。</p> <p>3. 社会の変化とそれに伴うニーズの変化に高い関心を持ち、さまざまな介護現場で、必要に応じて柔軟に対応しながら、その時の最善の介護を目指す。</p> <p>4. 地域包括ケアシステム構築に伴い、地域の中で専門職を活用し、「共に生きる社会」実現に向けて、日々向上心と学ぶ姿勢を持ち続ける。</p>	<p>1. 介護福祉士として必要な高度な専門知識（職業教育）と対象者に応じた安心・安全な実践技術と、対象者を思いやるための感性教育、職業人としての倫理教育など、専門職業教育におけるカリキュラムを実施する。</p> <p>2. 豊富な現場経験を持つ、専門職業教育に相応しい教員が専門教育を教授し、高い専門知識と職業倫理と実践力のある高度な専門職業人を育成する。</p> <p>3. さまざまな介護現場で、即戦力となる実践技術を持ち、対象者本位のより良い生活支援（自立支援）を臨機応変に提供できるようにする。</p> <p>4. 地域の介護サービスにおいて、中心的役割を担える人材として貢献できる者の養成を目的とする。</p>

2 本年度の重点目標と達成計画

平成28年度重点目標	達成計画・取組方法
<p>1. 介護専門職として高い専門性を持つ介護福祉士を養成するために、知識（理論）と実践技術（基礎）と職業人としての感性（倫理観）をバランスよく教授する。</p> <p>2. 介護福祉士国家資格取得のために、学生の資質を見極め、レベルアップを図りながら、より良い教育を実践する。そのために個別指導にも重点を置く。</p> <p>3. 時代に即し社会や地域に貢献できる介護福祉士を養成するために、介護現場のニーズを的確に把握し、施設等との連携を深めるための（人事）交流を推進する。</p> <p>4. 実践教育の中で学生が積極的に自己研鑽に努められるような学習環境を整備することで学生のレベルアップを図り、就職支援に繋げる。その上で就職のミスマッチを極力無くすために個別指導及び個別相談を実施する。</p>	<p>1. 授業の中で、「介護の専門性とは何か」を意識づけしながら、専門職業人として必要な基礎教育を繰り返し教授する。教員は、より良い授業を展開するための資質向上、技術研鑽をすすんで行う。</p> <p>2. 学生の年齢や取り巻く環境等により、基礎学力に大きな差が生じている。介護福祉士国家資格を取得させるために、学生の資質を見極め、到達レベルに達しない学生に対しては、個別の細やかな指導を重視し、繰り返しサポートを行う。</p> <p>3. 本校は、社会ニーズに対応する職業人に育てる事と、学生と介護現場を繋げる重要な役割がある。学生が就職後介護現場で即戦力として力を発揮できるように、介護現場のニーズの把握、情報収集や分析、現場理解のための（人事）交流を積極的に実施する。</p> <p>4. 高い専門性を持つ介護福祉士の養成に必要な学習環境を整備し、学生のレベルに合わせた個別指導を実施する。さらに必要に応じて個別相談を実施し、学生の本質を知った上で、専門基礎教育の徹底や、自己研鑽のための講座を開設することで、入学から卒業・就職までを一貫してサポートできる就職支援体制を整備する。</p>

最終更新日付

2017年5月31日

記載責任者

久田 晴實

3 評価項目別取組状況

基準 1 教育理念・目的・育成人材像

中項目		適切	不適切	小項目	
1-1	理念・目的・育成人材像	■		1-1-1	理念・目的・育成人材像は、定められているか
		■		1-1-2	育成人材像は専門分野に関係する業界等の人材ニーズに適合しているか
		■		1-1-3	理念等に向け特色ある教育活動を取り組んでいるか
		■		1-1-4	社会のニーズ等を踏まえた将来構想を抱いているか

点検結果：教育理念・目的・育成人材像 は、小項目点検基準を満たしている。

総括と課題	今後の改善方策	特記事項（特徴・特色・特殊な事情等）
<p>1 理念・目的・育成人材像</p> <p>(1) 理念・目的・育成人材像</p> <p>本校は、日本の超高齢社会のニーズに応えるため、平成21年（2009年）4月に「介護現場で活躍できる、即戦力となる実践力を備えた介護福祉士の養成」を教育理念とする介護福祉科を開設した。対象者（利用者）本位により良い生活支援（自立支援）を目指し、広い専門知識（理論）・実践技術・高い倫理観を持つ、専門職業人である介護福祉士を養成するものである。</p> <p>平成28年度より職業実践専門課程として認定され、介護施設等の学校関係者との連携のもと、今後ますます職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成し、職業教育の水準の維持向上を図っていく。</p>	<p>1 理念・目的・育成人材像</p> <p>(1) 理念・目的・育成人材像</p> <p>本校の教育理念・目的等は、国の政策を鑑み、社会的要請を踏まえ、変更や見直しが必要と認めた場合は、柔軟に対応できるように教員会等に図っていく。</p> <p>また、保護者、地域及び関連業者へ幅広く周知するため、ホームページ以外にも地域広報誌や学校通信等の媒体による情報公開に努める。</p>	<p>1 理念・目的・育成人材像</p> <p>(1) 理念・目的・育成人材像</p> <p>学則条文</p> <p>本校は、これからの超高齢社会において必要とされる福祉・介護ニーズに対応しうる質の高い専門的スキル、知識及び実践力を兼ね備えた専門職業人を育成し、地域の介護サービスにおいて中心的役割を担える人材として貢献できる者の養成を目的とする。</p> <p>職業実践専門課程</p> <p>専門学校（専修学校専門課程）のうち、企業などとの密接な連携により、最新の実務の知識等を身につけられるよう教育</p>

<p>理念等の基本的な考えは、学則の第1条（目的）として文書化し、学校案内及びホームページにおいて広く周知している。教職員の共通認識として捉え、学生の浸透度を図りながら、本校が理想とする介護人材の育成に寄与する。</p> <p>（2）介護分野の人材ニーズ</p> <p>将来を見据えた介護分野の改革は、2025年問題、介護保険改正、地域包括ケアシステムの構築など、目まぐるしく変化すると予想される。その中において、関連業界や学校関係者、施設関係者である非常勤講師の授業により、介護分野の新しい情報や将来を見据えた授業を展開している。</p> <p>また、日本介護福祉士養成施設協会をはじめ、関連業界団体などの発信する情報を明確化し、授業に反映している。社会ニーズの適合する授業内容の見直し・実施を繰り返し、どのような状況になっても対象者（利用者）本位の対応ができる、質の高い専門職業人養成に努めるものである。</p> <p>（3）特色ある教育活動</p> <p>学生一人ひとりが「介護の専門性」について修得</p>	<p>（2）介護分野の人材ニーズ</p> <p>今後益々自立支援のための個別対応が必要となる。学生には、対象者（利用者）の生活支援、自立支援ができる高い倫理観、豊かな感性、確かな技術、介護の専門基礎理論を身につける必要性を理解させ、質の高い専門職業人となるよう指導する。</p> <p>（3）特色ある教育活動</p> <p>介護現場経験を有する教員の知識や経験により、</p>	<p>課程を編成し、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組むものを文部科学大臣が認定する制度。文部科学大臣が認定し、奨励することで、専門学校における職業教育の水準の維持・向上を行っていくことを目的としている。</p> <p>（3）特色ある教育活動</p> <p>平成28年度実績</p>
---	--	---

<p>し、そのために何が必要か、何を学ぶべきかを授業を通して考えることを重要としている。それを学ぶための専門性の高い職業教育（カリキュラム）と課外授業（アクティビティケア）が本校の特色となっている。</p> <p>アクティビティケアとは、対象者（利用者）のモチベーションを上げ、生活に彩りを添え、介護予防、リハビリ・癒しにもつながり、個人支援アイテムとしても多岐にわたり活用が可能なため、介護福祉士として身につけるべきものとする。</p> <p>（４）将来構想</p> <p>医療保険、介護保険など厳しい財政状況の中、介護・医療が一体的に大きな見直しが進められている現在においても「介護の質」に対する対象者（利用者）と家族の期待は不変である。平成３７年（２０２５年）団塊の世代がすべて７５歳以上となり、今後の高齢化率上昇を考えると、更に３０万人以上の介護福祉士が必要とされるが、介護福祉士の社会的価値や専門性を高めるための努力や研鑽は益々必要とされる。</p> <p>現在、介護福祉士の人材不足が大きな問題となり、介護職員の確保が急務とされている。しかし、</p>	<p>課外授業の内容について充実を図る。</p> <p>また、地域活動との共催や参加を積極的に行うことで、教育活動を広く周知する努力と工夫を進める。</p> <p>（４）将来構想</p> <p>社会ニーズを授業に反映し、魅力ある学校として他校との差別化を図り、本科生の入学定員充足に努める。</p> <p>養成施設として本科生の教育と並行して、実務経験ルートで介護福祉士国家資格を目指す者を対象とした初任者研修及び実務者研修を開講し、すべての介護福祉士養成に寄与する学校として、国の方針をしっかりと見定めながら、社会ニーズに対応していく。</p>	<p>アクティビティケアの内容</p> <p>和紙工芸、デコパージュ作り、フォトアルバム作り、アロマスプレー作り、介護ケア美容セラピー、クリスマスキャンドル作り、筆文字アートなど</p> <p>特別講座の内容</p> <p>アロマセラピー検定受験対策、アンガーマネジメント（怒り感情対処法）</p>
--	---	---

<p>養成施設ルートにより介護福祉士資格を取得しようとする者が減少傾向にある。本校においては平成21年4月開設以来、定員の充足が困難な状況が継続しており、今後益々魅力ある学校づくりが必要となっている。養成施設の学生にも国家試験の受験が義務化されるなか、国家試験の合格率も魅力ある学校づくりにつながるものとして、十分な対策を講じる必要がある。</p> <p>また、実務経験ルートにより介護福祉士資格を取得しようとする者に対する講座（初任者研修・実務者研修）を開講することで、介護福祉士を目指す者、または、介護業務に従事しようとする者すべてに対応しうる養成施設を目指す。</p> <p>今後、地方自治体別に独自の取組みが求められる「地域包括ケアシステム」のなかで、介護福祉士の養成と同時に、地域の福祉活動に貢献し、広く介護人材養成の役割を担う専門学校として、教育運営を継続していく。</p>		
---	--	--

最終更新日付	2017年5月31日	記載責任者	久田 晴實
--------	------------	-------	-------

基準 2 学校運営

	中項目	適切	不適切	小項目	
2-2	運営方針	■		2-2-1	理念等に沿った運営方針を定めているか
2-3	事業計画	■		2-3-1	理念等を達成するための事業計画を定めているか
2-4	運営組織	■		2-4-1	設置法人の組織運営を適切に行っているか
		■		2-4-2	学校運営のための組織を整備しているか
2-5	人事・給与制度	■		2-5-1	人事・給与に関する制度を整備しているか
2-6	意思決定システム	■		2-6-1	意思決定システムを整備しているか
2-7	情報システム	■		2-7-1	情報システム化に取組み、業務の効率化を図っているか

点検結果：学校運営 は、小項目点検基準をおおむね満たしている。

総括と課題	今後の改善方策	特記事項（特徴・特色・特殊な事情等）
<p>1 運営方針</p> <p>超高齢社会において必要とされている介護福祉士養成のために、教育理念に沿った当該年度の重点目標を策定している。国家試験の受験が義務化されるなか、教育課程の変更や受験対策の在り方など、柔軟に対応できる教務体制が必要である。</p> <p>本校では、学校組織を統括する校長、質の高い専門職業教育を実践する教務部と事務部が一体となり「社会ニーズに応える専門職業人の養成」という運営方針を共通認識として、それぞれの特長を生かし運営している。</p>	<p>1 運営方針</p> <p>自己評価の実施及び自己評価を踏まえた学校関係者評価結果、教育課程編成委員会の意見など、学校運営に必要とされる指導や情報を柔軟に取り込み、運営方針に反映させることが重要である。</p> <p>運営方針の周知は、教職員会議等で共通認識として徹底していくが、現在浸透度として充分であるとは言えない。会議毎に繰り返し共通認識を求める。</p> <p>非常勤講師に対しては、年度当初実施される講師会の場で周知徹底している。</p>	<p>1 運営方針</p> <p>平成27年度自己評価報告書 4p 参照</p>

<p>2 事業計画</p> <p>学校の目的を実現するために、毎年度校長により事業計画が策定される。</p> <p>また、特に事務部では、年度初めに自己評価票に当初目標とそれを実現するための具体策を設定している。前期終了時に達成度を確認して、後期に向けた計画を再設定している。</p> <p>「社会のニーズに応える専門性の高い職業人の養成」を大きな柱として、専門性の高いより良い介護をめざし、「専門職業教育」、「介護現場でのニーズ（現場の声）」及び「今後の社会ニーズを捉えて教育に反映」させるべく、毎年度事業計画を立案し実行する。</p> <p>平成28年度の大きな事業の柱として、学校名の変更（吉川福祉専門学校へ変更）、定員変更（入学定員60名→40名）及び学内校舎移転（校舎の集約）があった。</p> <p>3 運営組織</p> <p>（1）設置法人の組織運営</p> <p>ワタナベ学園の組織運営は、理事会・評議員会において、寄付行為に基づき適切な審議運営</p>	<p>2 事業計画</p> <p>校舎移転後の運営では、課題が生じた際に教職員会議等で協議し、見直しを図りながら対応した。</p> <p>平成28年度に取り組んだ事業として、学校祭の開催と合同就職説明会の開催があった。</p> <p>第1回学校祭（吉福祭）の開催では、2年生の有志が中心に準備が進められ、当日の係にも積極的に取り組んだ。吉川市の広報誌への掲載や、自治会の回覧板などの協力もあり、地域の方の予想以上の反応があった。</p> <p>合同就職会説明会では、会場や日程の都合から、実習施設のうち16施設の採用担当者を招き、2年生を対象に2日間で実施した。次年度開催の際には、施設の選定から教員の意見を取り入れて準備を進めるようにしたい。</p>	<p>2 事業計画</p> <p>平成28年度の主な事業報告</p> <p>補助活動の実施</p> <p>介護職員初任者研修の実施（受講者16名）</p> <p>介護福祉士実務者研修の実施（受講者25名）</p> <p>地域交流の実績</p> <p>学校祭（第1回吉福祭）開催</p> <p>吉川市民まつり参加</p> <p>なまりんオレンジカフェ（認知症カフェ）開催</p> <p>学事報告</p> <p>合同就職説明会開催</p> <p>防災避難訓練実施</p> <p>卒業時共通試験実施</p> <p>卒業事例研究発表会開催</p> <p>事業計画の予算については、前年度決算報告の際に教職員全体へ掲示している。</p> <p>3 運営組織</p> <p>（1）ワタナベ学園規程、ワタナベ学園内規、教職員研究・研修制度及び採用基準は、全教職員が法人本部で管理しているネットワークサーバの学園共有</p>
---	---	--

<p>を実施している。</p> <p>法人本部は、総務室、経理・管財室及び学務室に組織され、それぞれ担当部署を有する。教育機関としては、専門学校2校と幼稚園及び保育園を有し、運営している。</p> <p>また、学校教育法等、社会福祉士及び介護福祉士法等による申請並びに届出事項については、理事会・評議委員会において決裁を受ける機能は、規程等により明確化されている。</p> <p>(2) 学校運営のための組織</p> <p>学校内の組織運営は、教務部及び事務部分かれ、事務分掌規程に定められた業務について校長を中心に遂行している。</p> <p>学則運用規程をはじめとする諸規程を整備し、学則を基準とした運営上必要な学内規程を明確化している。</p> <p>また、専門学校に義務化された自己評価の実施や職業実践専門課程の申請に必要な各委員会の実施に係る委員会規程について、目的及び委員構成など組織運営に必要な事項について規定し、明確化している。</p>		<p>フォルダから閲覧できるシステムが構築されている。学内でも、各規程等をファイリングして常時閲覧できるようにしている。</p> <p>(2) 学内規程</p> <p>学則運用規程／学業成績の評価及び進級並びに卒業の認定に関する規程／図書室利用規程／入学者選抜合否判定基準規程／個別の入学資格審査規程／授業料等減免制度規程／留年生授業料等規程／教員会規程／文書管理規程／自己評価委員会規程／実務者養成課程に関する規程／教職員研修・研究推進委員会規程／教育課程編成委員会規程／学校関係者評価委員会規程／教職員会規程</p> <p>各種委員会</p> <p>自己評価委員会／学校関係者評価委員会／教育課程編成委員会／教職員研修・研究推進委員会／募集委員</p>
--	--	--

<p>4 人事・給与制度</p> <p>採用については、退職等欠員が生じた場合、また定年退職者の補充等、必要に応じて採用基準の基づき実施している。特に専任教員においては、関係法令に規定される必要教員数及び教員要件の基準を満たす者（介護教員講習修了者）を採用している。</p> <p>給与支給等については、給与規程に基づき適切に運用している。</p> <p>昇任・昇格については、昇任・昇格等に関する規程に基づき、適切に運用している。</p> <p>5 意思決定システム</p> <p>学校法人としての意思決定は、寄付行為に基づき理事会及び評議員会において行っている。</p>	<p>4 人事・給与制度</p> <p>人事考課については、昇任・昇格等に関する規程に定めているが、運用できていない。今後の人事・給与制度の在り方について、議論を重ねているところであるが、実現の可否判断を含め、改善案が着実に推進される環境を整備する必要がある。</p> <p>5 意思決定システム</p> <p>教務部・事務部合同会議については、前後期の初めに合同会議を実施し、学校の方向性を確認し、共</p>	<p>会</p> <p>教務部 教務担当／学生担当／キャリア担当／実習担当</p> <p>事務部 庶務会計担当／図書担当</p> <p>4 人事・給与制度</p> <p>非常勤講師においては、科目を担当するに十分な経験を有する者と雇用契約を締結し、授業を担当している。</p> <p>生活支援技術Ⅱ（栄養・調理、被服）を担当する講師として、介護施設で在宅サービス提供責任者として勤務している職員を招いている。これは、介護現場の実際を学生に教授するために、平成28年度から取組んでいる。</p> <p>5 意思決定システム</p> <p>学内規程 学則運用規程／学業成績の評価及び進級並びに卒業</p>
---	---	--

<p>学内においては、入学・休学及び退学、学修の評価及び課程修了の認定並びに賞罰等について、運営上想定される意思決定の権限は、教員会または教職員会の議を経て校長が行なっている。</p> <p>教務部では教員会が2週間に1度行われている。事務部では毎週月曜日に1週間の予定の確認や連絡事項の伝達により、情報の共有化を図っている。</p> <p>6 情報システム</p> <p>各教職員に1台ずつ専用のパソコンを設置して、法人本部が管理しているネットワークサーバ内で学内・教務・事務・募集担当と区分して、業務に関する情報や学生に関する情報を一元管理している。</p> <p>メンテナンス及びセキュリティは、法人本部の管理者が更新・管理している。バックアップにより前日までのデータを復元できる。</p>	<p>通認識を持つことを心掛けている。</p> <p>定例の教職員会議については、協議事項や報告事項の内容を事務部に事前に確認、必要に応じて事務職員が会議に出席し、協議及び報告する、教員会での決定事項は事務長が確認して、事務職員に周知している。</p> <p>6 情報システム</p> <p>汎用ソフトの利用により、共有ファイルの改善と工夫により、より良いデータ管理の構築を継続していく。</p>	<p>の認定に関する規程／個別の入学資格審査規程／授業料等減免制度規程／教員会規程／教職員会規程</p> <p>6 情報システム</p> <p>学生の成績や住所録等の情報に関しては、事務部で管理しているが、個別相談等で知り得た個人的な情報については、キャビネットでファイル管理して教員間で情報を共有している。</p>
---	---	---

最終更新日付	2017年5月31日	記載責任者	久田 晴實
--------	------------	-------	-------

基準 3 教育活動

中項目		適切	不適切	小項目	
3-8	目標の設定	■		3-8-1	理念等に沿った教育課程の編成方針、実施方針を定めているか
		■		3-8-2	学科毎に修業年限の応じた教育到達レベルを明確にしているか
3-9	教育方法・評価等	■		3-9-1	教育目的・目標に沿った教育課程を編成しているか
		■		3-9-2	教育課程について、外部の意見を反映しているか
		■		3-9-3	キャリア教育を実施しているか
		■		3-9-4	授業評価を実施しているか
3-10	成績評価・単位認定等	■		3-10-1	成績評価・修了認定基準を明確化し、適切に運用しているか
		■		3-10-2	作品及び技術等の発表における成果を把握しているか
3-11	資格・免許の取得の指導体制	■		3-11-1	目標とする資格・免許は、教育課程上で、明確に位置づけているか
		■		3-11-2	資格・免許取得の指導体制はあるか
3-12	教員・教員組織	■		3-12-1	資格・要件を備えた教員を確保しているか
		■		3-12-2	教員の資質向上への取組を行っているか
		■		3-12-3	教員の組織体制を整備しているか

点検結果：教育活動 は、小項目点検基準をおおむね満たしている。

総括と課題	今後の改善方策	特記事項（特徴・特色・特殊な事情等）
<p>1 目標の設定</p> <p>（1）理念等に沿った教育課程の編成方針</p> <p>関係法令を遵守し、養成すべき介護福祉士像を実現するための教育課程（カリキュラム）を編成することが求められている。本校では、介護福祉士養成課程における教育内容等の見直し（平成21年4月）の背景を踏まえて、卒業までに介護を必要とする幅広い対象者（利用者）に対して、よ</p>	<p>1 目標の設定</p> <p>（1）理念等に沿った教育課程の編成方針</p> <p>介護を必要とする対象者（利用者）のより良い生き方を支援できる専門性の高い介護福祉士養成に向けた教育が実践できるように、教職員研修の充実を図り、研鑽に努めたい。</p> <p>国家試験受験に向けた対策として、教育課程の変更は予定していない。2年生の時間割の中で、ホー</p>	<p>1 目標の設定</p> <p>（1）平成27年度より、教育課程編成委員会を実施し、学校関係者より広く意見を伺い、社会ニーズを柔軟に反映した教育課程編成を構築する。今後、委員会での意見や助言から、教育課程の見直しや講師の変更を進めていく。</p> <p>国家試験受験の完全義務化の対象は、平成33年</p>

<p>り良い介護を提供できる能力を身につけさせ、高い専門性を持つ介護福祉士を養成するために、知識（理論）、実践技術（基礎）、職業人としての感性（倫理感）をバランスよく教授するための教育課程の編成を行っている。特に、個別に支援できる介護福祉士の養成を目指すことから、授業科目「生活支援技術」の時間数を多くすることにより、技術や知識の習得を図っている。</p> <p>また、平成28年度入学者より、国家試験受験が義務化される。平成27年2月25日付で厚生労働省が発表した「2025年に向けた介護人材確保のための具体的な方策について」では、平成28年（2016年）4月から平成32年（2020年）4月入学者は、それぞれ卒業から5年間暫定的に介護福祉士資格を付与するという移行期の措置とした。教育課程の改正も予想されるなか、どのような形で国試対策講座を導入していくのが課題となる。</p> <p>（2）教育達成レベルの明確化</p> <p>関係法令で定められている教育内容及び時間数の遵守はもちろん、平成21年4月に見直された教育内容を踏まえた授業概要を作成し、実施す</p>	<p>ムルームの活用や放課後を活用した対策授業及び模擬試験の実施を予定している。国家試験の全員合格は必須であるため、前期期間での学習成果を見極めて、積極的な対策を講じる。</p> <p>（2）教育達成レベルの明確化</p> <p>すべての科目において、本校の教育理念や社会ニーズを担当講師が充分理解・把握した上で授業のテーマや内容を策定している。</p>	<p>（2021年）4月入学者からで、平成34年度（平成35年1月）の国家試験からとなる。（平成28年3月現在）</p>
--	---	--

<p>ることが重要である。2年間で修学する知識と技術は、資格取得時の介護福祉士としてレベルに達するものである。</p> <p>本校では、介護福祉士養成課程における教育内容等の見直しにいて（平成21年4月）資料「新しい介護福祉士養成カリキュラムの基準と想定される教育内容」を基に、授業概要を作成している中で、社会で求められる介護福祉士の養成を実現するために必要な各科目の開講年度、時間数、到達目標を設定している。</p> <p>2 教育方法・評価等</p> <p>（1）教育目的に沿った教育課程</p> <p>介護福祉士の養成施設として、関係法令で定める領域、教育内容及び時間数を遵守し、本校の特色を生かし、社会ニーズに合わせた教育課程を策定している。</p> <p>教育課程で定める授業総時間1940時間は、他校と比べて少ない。1日3コマ（9時00分～14時30分）とし、放課後の豊富な時間での課外授業や国家試験対策の取組みは、本校の特色の一つともいえる。教育課程の見直しに伴う時間数</p>	<p>その確認については、授業科目を担当する各講師に、学校が目指す教育目標の共通認識の下、授業テーマや内容の更新・工夫を求めることが重要であり、教育の方向性や共通認識を持つために講師会等で意見交換の機会を設けるよう努める。</p> <p>教育到達レベルについては、個人差（学生の最終学歴や経験値）に幅があるため、経験値の高い学生はさらに高度な学習を目指せるような教育環境の整備（例えば介護研究会の設置）、学力不足の学生については、個別指導や補習時間の確保などにより、教育到達レベルの向上を図る。</p> <p>2 教育方法・評価等</p> <p>（1）教育目的に沿った教育課程</p> <p>教育課程編成委員会の活用により、社会のニーズに合わせた教育課程の編成に取り組むとともに、今後は、国家試験対策を踏まえた授業内容及び時間数の見直しが必要となるか見極めが必要となる。</p> <p>また、他校との差別化を図りながら、介護福祉士養成を基盤とした教育水準、実践技術の水準に合わせた教育システムの構築を図る。</p>	
---	--	--

<p>の増加の見極めは、今後予想される教育課程の改正を踏まえ対応していくことになる。</p> <p>教育課程の変更を行う場合、教員会の議を経て校長が認定する。その後理事会で審議され承認を得る必要がある。</p> <p>(2) 外部の意見の反映</p> <p>7月4日と11月10日に教育課程編成委員会を開催した。第1回委員会が出された介護現場が求める人材についての意見や教育方法の課題に対して教員会で話し合い、学校としての取り組みや改善の進め方について第2回委員会で答申した。今年度の委員会において、教育課程の見直しに関する意見はなかったが、外部委員の方が教育課程の目的や開講時期、科目間の関連などについてよりわかりやすく、理解できるような説明が必要である。</p> <p>その他、非常勤講師との意見交換の場としては、年度当初に行われる講師会がある。</p> <p>(3) キャリア教育の実施</p> <p>職業実践専門課程の認定校である本校の教育課程では、講義・演習からなる授業科目の開講と、</p>	<p>(2) 外部の意見の反映</p> <p>外部委員から多様な意見や課題を聞き出すためには、教育課程の十分な理解が必要である。次年度の開催の際には、表や図を用いた資料を事前配布して、教育課程の理解を深める。</p> <p>非常勤講師との意見交換が期待される講師会は、入学式後のわずかな時間に限られることから、あまり機能していない。非常勤講師からの意見を求めるなら、授業科目間の関連や役割を明確に説明して、別日程での講師会開催を検討しなければならない。</p> <p>(3) キャリア教育の実施</p> <p>介護実習の配属には、単に現住所からの利便性だけでなく、学生毎の意欲や性格を把握して充分配慮</p>	<p>(2) 参考資料</p> <p>教育課程編成委員会報告書／教育課程編成委員会報告で示された意見・課題への取組み・改善の進め方</p> <p>(3) 特別講座の実績</p> <p>アンガーマネジメント（怒り感情対処法）</p> <p>6月30日（木）</p>
---	--	---

<p>介護実習の実施すべてがキャリア教育であると言える。</p> <p>特に介護実習は、2年間で450時間を費やし日常の授業で身に付けた知識や技術を介護現場で試すことができる重要な科目であるため、実習前の準備や実習後の反省には十分な時間をかけて教育している。</p> <p>また、今年度の特別講座は、アンガーマネジメント（怒り感情対処法）、アロマセラピー検定受験対策、講座「介護の専門性」を開催した。</p> <p>（4）授業評価の実施</p> <p>授業評価は、前期・後期修了後の科目について、事務部主導により授業評価アンケートを実施している。これは、アンケート用紙が直接教員に渡することで、学生が不利にならないこと、正直な回答を得るための配慮としている。年度当初には、各講師に授業評価アンケートの実施時期、目的及び内容を周知している。評価項目は、授業資料の内容や身だしなみなど基本事項を設定している。</p>	<p>する必要がある。学生には、実習を受けさせていただいているという謙虚な姿勢を常に持つよう指導していく。</p> <p>また、介護施設の受入れ体制や指導者の能力にも注目して、継続して学生を配属してよい施設なのか判断していく。</p> <p>特別講座の開講では、介護分野の最前線である情報や常識を積極的に取り入れていき、介護現場の生の声を学生に届けることで、キャリア教育の充実を図る。</p> <p>さらに、一般常識や礼儀作法を学ぶ就職活動セミナーなど、いままでにない活動の導入を検討し、キャリア支援の在り方を検討する。</p> <p>（4）授業評価の実施</p> <p>授業評価について、教員のプライバシーに配慮しつつ、活用方法について検討していく。</p> <p>アンケート結果では、一項目ごとにしっかり評価する学生もいれば、そうでない学生も多くいる。アンケートの実施時期や評価項目の見直しを検討する必要がある。</p>	<p>講演：今井佳江先生</p> <p>アロマセラピー検定対策講座</p> <p>9月28日（水）</p> <p>講演：今井佳江先生</p> <p>講座「施設長に伺う“介護の専門性”とは」</p> <p>11月12日（土）</p> <p>講師：越谷なごみの郷施設長八幡雅冬先生</p> <p>（4）授業評価アンケートは、平成25年後期から実施しているが、アンケートの実施時期や評価項目の見直しは行われていない。教職員会や学校関係者評価員会での意見を反映し、評直しに活用していく。</p> <p>評価項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 黒板の文字や図表の見やすさ 2. 教員（講師）の音量や速度
--	--	---

アンケート結果は事務部により集計して、校長から当該教員に対して報告・指導を行っている。各教員は、集計結果に対して授業展開を改善しより良い授業にできるよう努めている。非常勤講師に対しても、希望があればアンケート結果を提供している。

3 成績評価・既履修科目の認定

(1) 成績評価・修了認定基準

成績評価の基準は、「学業成績の評価及び進級並びに卒業の認定に関する規程」で規定し、学生への周知は、ハンドブックに記載するとともに、オリエンテーションと定期試験前に明示している。1年次を前期（4月～9月）後期（10月～3月）に分け、それぞれ学期末に定期試験を行い、履修判定を行う。

3 成績評価・既履修科目の認定

(1) 成績評価・修了認定基準

介護技術、生活支援技術（栄養調理、被服）など、学生の技術能力が問われる科目は、筆記試験だけで評価できない。科目ごとの試験問題内容に差があるため評価の妥当性、公平性の周知と理解が必要である。

- 3. 授業開始、終了時間の厳守
- 4. 授業開始、終了時の挨拶
- 5. 学生に対する接し方
- 6. 教員（講師）の服装、身だしなみ
- 7. 出席のとり方、遅刻・早退の扱い
- 8. 私語や居眠りへの注意
- 9. 半期ごとの授業内容の説明
- 10. 9. を踏まえた授業内容
- 11. 教材の分かりやすさ
- 12. 理解度把握のための小テスト等の実施
- 13. 定期試験の評価基準の説明
- 14. 授業内容を理解できたか
- 15. 全体の満足度

3 成績評価・既履修科目の認定

(1) 参考資料

学業成績の評価及び進級並びに卒業の認定に関する規程／ハンドブック

既履修科目の認定について

他の介護福祉士養成施設において履修した授業科目を本校の授業科目の履修とみなすことができる。学則の既履修科目の認定について規定された条

<p>各科目の評価方法は、授業区分（講義・演習・実習）により異なるが、定期試験、小テスト、レポート、発表及び作品等の評価など、担当教員に一任している。評価方法の学生への周知は、1回目の授業の中で行う。</p> <p>各学年において学則で規定された科目の履修が認められなかった場合は、現学年に留まり次年度に未履修科目を再履修しなければならない。</p> <p>進級及び修了の認定基準も、「学業成績の評価及び進級並びに卒業の認定に関する規程」で規定し、学生への周知は、ハンドブックに記載するとともに、オリエンテーションで周知している。進級認定は、1年次後期の介護実習Ⅰ－②終了後に実施する進級判定会議の議を経て、校長が認定する。修了判定は、2年次の後期定期試験終了後に実施する修了判定会議の議を経て、校長が認定する。</p> <p>（2）卒業研究発表会</p> <p>養成課程2年間の総仕上げとして、卒業研究を行う。卒業研究とは、介護実習Ⅱで実施した個別計画を介護事例研究としてまとめることにより、</p>		<p>文に従い対応する体制はあるが、現在のところ対象となる学生はいない。</p> <p>成績評価は4段階として、A（80点以上）、B（70点～79点）、C（60点～69点）、D（59点以下）とし、C以上を合格、Dは不合格とする。不合格の場合は、再試験を受験する。</p> <p>学則に定める授業科目は、すべて卒業に必要な科目であり、未履修科目があった場合は卒業できない旨を学生に通知する。</p> <p>（2）卒業研究発表会</p> <p>当日は、非常勤講師を招待して2年間の学習成果を発表する機会となる。また、1年生には次年度の自分の姿をイメージさせるために出席させている。</p>
---	--	--

<p>学生自ら体験した介護実践を振り返り、考察する能力を養うものである。2年生が卒業を間近に控えた2月中旬に実施している。</p> <p>研究内容は、卒業研究論文集として製本して卒業生に配布するとともに学校保管している。</p> <p>(3) 卒業時共通試験の実施</p> <p>卒業時に日本介護福祉士養成施設協会が実施する「卒業時共通試験」が、修了判定の位置付けとしている。2年次の後期には、試験対策授業を行い、模擬試験を実施している。毎年度数名の不合格者がおり、再試験により合格基準に達している状況である。</p> <p>4 資格・免許の取得と指導体制</p> <p>(1) 目標とする資格・免許</p> <p>平成28年度卒業生まで、卒業と同時に介護福祉士国家資格が付与されたが、平成29年度の卒業生から在学中の受験が義務付けられた。2年生の国家試験対策は、ホームルームや課外授業で対策講座を実施していく。</p> <p>レクリエーション・インストラクター資格は、オリエンテーションや授業の中で資格の内容や</p>	<p>(3) 卒業時共通試験の実施</p> <p>平成29年度より国家試験受験が導入されるため、卒業時共通試験は廃止される見込である。</p> <p>4 資格・免許の取得と指導体制</p> <p>(1) 目標とする資格・免許</p> <p>学習効果などを見極めて、通年の科目として時間割に加えるか、教育課程を変更するなど、対応は今後の課題としていく。</p> <p>レクリエーション・インストラクター資格では、学生の要望を考慮し、資格申請に必要な内容を課外授業に位置づけ、資格取得希望者のみ受講するよう変更したが、2年生27名中10名の申請に留まっ</p>	<p>4 資格・免許の取得と指導体制</p> <p>(1) 平成29年度卒業生から、卒業と同時に介護福祉士が付与される制度から、国家試験受験義務化に変更される。</p> <p>課外授業「レクリエーション・インストラクター」は、教育課程にない任意で受講する科目であるが、介護施設等で活用できることから、レクリエーション・インストラクター資格の取得を推奨してきた。</p>
---	---	---

<p>意義について説明して取得を推進している。「生活支援技術Ⅰ」の通年科目と課外授業として開講する「レクリエーション・インストラクター」計6コマの受講に加え、学校が推奨する県内の活動にボランティアとして参加することを必須とした。</p> <p>(2) 指導体制</p> <p>その他の資格取得の推進については、掲示板や課外授業を通じて学生に周知している。在学中に取得可能な資格はアロマセラピー資格、福祉住環境コーディネーター資格がある。</p> <p>5 教員・教員組織</p> <p>(1) 教員の確保</p> <p>専修学校と介護福祉士養成施設に係る関係法令に規定された教員数及び資格要件の基準を満たす者(特に介護教員講習修了者)を専任教員として採用している。いずれも過去において介護施設等での豊富な勤務経験を有する人材である。</p> <p>専任教員の採用にあたり、面接及び書類の提出</p>	<p>た。ボランティアや申請の質問について、窓口がはっきりしなかつたことが原因と思われるため、担当窓口を明確にするよう注意する。</p> <p>(2) 指導体制</p> <p>アロマセラピー資格については、検定試験の対策講座を開講しており、毎年数名の希望者がいるが、福祉住環境コーディネーターについては、該当者はいない。新年度に向けて、取得可能資格の見直しを進めるとともに、介護福祉士が取得を求められる資格について情報を学生に周知していく。</p> <p>5 教員・教員組織</p> <p>(1) 教員の確保</p> <p>看護師資格を有する教員の確保は他校でも苦労するところであるため、人材確保のネットワークの構築が理想となる。</p> <p>平成29年4月より、専任教員3人体制となった。教非常勤講師の新規採用や担当科目の変更など、有効な学習成果に向けた見直しをすすめている。</p>	<p>向こう5年間の是正措置</p> <p>卒業後5年間の期限付きの資格となる。5年以内に国家試験に合格するか、5年間続けて現場で働くことを条件に、正式な介護福祉士の資格として認められ、期限内にいずれかの条件を満たさなかつた場合には資格が失われる。</p> <p>5 教員・教員組織</p> <p>(1) 4つに区分される学習領域「人間と社会」、「介護」、「こころとからだのしくみ」、「医療的ケア」にそれぞれ教員の資格要件が規定されており、1ずつ配置する必要がある。</p> <p>非常勤講師の採用は、教授する科目について相当の学識経験を有する者または実践的な能力を有する者を採用している。</p>
--	---	--

<p>窓口は学園本部の人事担当が行う。</p> <p>平成28年度より入学定員40名(総定員80名)に変更することで、専任教員の必要人員が4人→3人となる(平成29年4月時点)。</p> <p>(2) 教員の資質向上への取り組み</p> <p>社会ニーズに応えられる介護福祉士を養成する上で、教員自身の知識・技術・指導力の向上は必要不可欠である。本校では、7月に「今見直す、個人と家庭の防災対策」、11月に「施設長に伺う、”介護の専門性“とは」として、研修会を実施した。</p> <p>(3) 教員の組織体制</p> <p>教員組織の業務分担は、学園規程「事務分掌規程」において明確に定めている。学内ではこの規程に基づき業務分担及び責任体制を明確にし、運営している。事務部も同様である。</p>	<p>く。</p> <p>(2) 教員の資質向上への取り組み</p> <p>教員研修への積極的な参加を推奨するとともに、教職員研修・研究推進委員会の活用により、専門性を深め教員の資質向上となる研修内容の検討・実施が必要である。</p> <p>事務職員に対しても、能力開発のための自己研鑽は必須であり、学生の専門職業人としての人間形成や専門教育につながる積極的な研修への参加を推奨している。</p> <p>(3) 教員の組織体制</p> <p>平成28年度の入学定員減により、平成29年度からの教員数が1名減となった。授業担当の業務に加えて生活指導、就職指導、国家試験対策及び各種講習会の実施などの業務を教務部全体で補い、学校</p>	<p>平成28年度より、介護施設との業務委託契約を締結して、職員の講師派遣を依頼している。授業科目の性格によっては、介護現場から講師を依頼するケースは増えていく。</p> <p>(2) 教員の資質向上への取り組み</p> <p>研修会実績</p> <p>7月24日(日)</p> <p>テーマ:「今見直す、個人と家庭の防災対策」</p> <p>講師:ソナエルワークス代表高荷智講師</p> <p>内容:突然の災害から命を守るための防災対策を学んだ。</p> <p>11月12日(土)</p> <p>テーマ:「施設長に伺う、”介護の専門性“とは」</p> <p>講師:越谷なごみの郷施設長八幡雅冬講師</p> <p>内容:経営側の視点から介護現場に必要とされる専門性について学んだ。</p> <p>(3) 教員の組織体制(平成29年度新体制)</p> <p>教務部 4名(校長を含む)</p> <p>事務部 4名(図書担当含む)</p> <p>学校の委員会組織として、自己評価委員会/学校</p>
---	--	---

<p>教務部は、教務担当、学生担当、キャリア担当、実習担当に区分される。事務部は、庶務会計担当、図書担当に区分される。その他各委員会を設置して学校運営を行っている。</p> <p>学生募集は、教務部・事務部にとらわれず学校全体の課題として取り組んでいる。</p>	<p>運営をしていくためには、事務部との連携や教員一人ひとりの指導力向上が求められる。</p>	<p>関係者評価委員会／教育課程編成委員会／教職員研修・研究推進委員会／募集委員会 を組織して、教務部・事務部の事務分掌とは別に運営を行っている。</p>
---	---	---

最終更新日付	2017年5月31日	記載責任者	久田 晴實
--------	------------	-------	-------

基準 4 学修成果

	中項目	適切	不適切	小項目	
4-13	就職率	■		4-13-1	就職率の向上が図られているか
4-14	資格・免許の取得率	■		4-14-1	資格・免許取得率の向上が図られているか
4-15	卒業生の社会的評価	■		4-15-1	卒業生の社会的評価を把握しているか

点検結果：学修成果 は、小項目点検基準をおおむね満たしている。

総括と課題	今後の改善方策	特記事項（特徴・特色・特殊な事情等）
<p>1 就職率</p> <p>介護福祉士を養成する専門学校として、進学希望者の学生を除く介護分野への就職率は100%を目標に就職支援を行っている。特に2年次10月以降は、未内定者に対して担任教員及び事務長による3者面談を実施している。卒業までに期間、内定が確認できるまで繰り返し行っている。随時面談を実施していくなかで、全学生の進路希望状況は把握できている。</p> <p>実際の求人件数は、平成27年度385社770名、平成28年度343社830名。平成28年度卒業生の就職率は96.3%となった。学生には、いつでも求人票を閲覧できるよう開示するとともに、求人データの管理をしている。</p>	<p>1 就職率</p> <p>2年生になってからは、授業や個別面談を通して常に就職を意識させている結果、高い値就職率を確保している。6月の合同就職説明会の実施を継続することで、早い時期から就職活動を促し、就職率100%をめざす。</p> <p>合同就職説明会の参加施設の選定は、今までの実績や実習生の受入れ体制などを考慮して、優良な施設に絞り案内をすすめる。</p>	<p>1 就職率</p> <p>平成28年度の就職実績（卒業生27名）</p> <p>居宅サービス事業所等 5名 介護保険施設 14名 障害者福祉サービス事業所 2名 障害者支援施設 1名 有料老人ホーム 1名 医療機関 3名 埼玉県内19名、県外7名</p> <p>委託訓練生では、卒業30日後、90日後の就職状況報告が義務づけられている。事務部が取りまとめ、埼玉県立職業能力開発センターに報告する。</p>

<p>6月に学校主催の合同就職説明会を初めて開催した。就職に向けた意識付けとして開催した結果、成果はあった。</p> <p>2 資格・免許の取得率</p> <p>平成29年度卒業生から、卒業時に国家試験の受験が義務化されるため、就職率により学校が評価されることになる。</p> <p>3 卒業生の社会的評価</p> <p>平成22年度に1期生を輩出してから平成28年度8期生として卒業した学生は、全部で147名である。</p> <p>卒業時には就職及び進学先を把握しているが、その後の動向について調査する体制は確立していない。実習施設に就職した場合は、巡回指導時に情報交換の中で把握することができる。卒業後研修のため来校する卒業生の動向調査も可能である。</p>	<p>2 資格・免許の取得率</p> <p>高い就職率を確保するため、国家試験対策に注力していく。</p> <p>3 卒業生の社会的評価</p> <p>介護福祉科卒業生による同窓会組織の設立により、卒業生同士の情報交換や卒業生のキャリア支援と共に、在校生との親睦につなげたい。</p> <p>1期生が卒業し就職してから5年が経過する。卒業生のキャリア支援のためにも、卒業生の役職や勤務状況を把握して、充実した卒業後研修の実施や本校の教育活動の改善にも役立てたい。</p>	<p>合同就職説明会開催実績（6月14日、21日）</p> <p>特別養護老人ホーム 9施設</p> <p>介護老人保健施設 5施設</p> <p>訪問介護事業所 2事業所</p> <p>2 資格・免許の取得率</p> <p>介護福祉士の資格取得率は、平成28年度卒業生まで卒業と同時に資格が付与されるため、100%となる。レクリエーション・インストラクター資格取得率は37%となった。</p> <p>3 卒業生の社会的評価</p> <p>同窓会組織がない現状での対策として、卒業後の動向調査を行うシステムを検討する。</p>
---	---	---

基準 5 学生支援

	中項目	適切	不適切	小項目	
5-16	就職等進路	■		5-16-1	就職等進路に関する支援組織体制を整備しているか
5-17	中途退学への対応	■		5-17-1	退学率の低減が図られているか
5-18	学生相談	■		5-18-1	学生相談に関する体制を整備しているか
				5-18-2	留学生に対する相談体制を整備しているか（平成28年度は該当なし）
5-19	学生生活	■		5-19-1	学生の経済的側面に対する支援体制を整備しているか
				5-19-2	学生の健康管理を行う体制を整備しているか
				5-19-3	学生寮の設置などの生活環境支援体制を整備しているか
				5-19-4	課外活動に対する支援体制を整備しているか
5-20	保護者との連携	■		5-20-1	保護者との連携体制を構築しているか
5-21	卒業生・社会人	■		5-21-1	卒業生への支援体制を整備しているか
				5-21-2	産学連携による卒後の再教育プログラムの開発、実施に取り組んでいるか
				5-21-3	社会人のニーズを踏まえた教育環境を整備しているか

点検結果：学生支援 は、小項目点検基準をおおむね満たしている。

総括と課題	今後の改善方策	特記事項（特徴・特色・特殊な事情等）
<p>1 就職等進路</p> <p>学生が希望する進路を教務部で共通認識として把握するため、面談を繰り返す指導を実施している。</p> <p>また、就職試験の指導として、</p> <p>①希望に沿った施設選び</p> <p>②模擬面接（必要に応じた）を実施している。</p> <p>進学希望者には、本人の希望を尊重し受験勉強指</p>	<p>1 就職等進路</p> <p>履歴書の書き方や面接指導について、学生全体に向けたセミナーは開催していないが、専任教員による学生のレベルに合わせた個別対応を実施している。</p>	<p>1 就職等進路</p> <p>進路決定を意識付けするための指導や説明会の実施時期</p> <p>1年次</p> <p>①入学後のオリエンテーション</p> <p>②4月～5月 個人面談</p> <p>③10月 後期授業開始後</p> <p>④3月 介護実習終了後</p>

<p>導を通じて合格を目指している。過去、進学を希望する学生はすべて合格している。</p> <p>就職内定者は、本人の承諾を得て、氏名と運営法人等を学内の掲示板で開示している。就職未内定者や1年生に対して良い影響をもたらすことを期待する。</p> <p>2 中途退学への対応</p> <p>学生が何を求めて本校を選び入学したのか、個々に対応し、状況を把握する体制を構築することで、退学率低減対策につながる。中途退学者を出さないことは、財源確保の意味でも重要課題である。</p> <p>平成28年度の退学者は2名で、退学理由は、進路変更である。</p> <p>対策として、問題（学業不振、金銭及び健康）を抱える学生への指導は、休み時間、放課後等を利用して主に担任教員が行い、記録を取る。退学の意思表示をした学生に対して、</p> <p>①保護者との三者面談を行い、修業の継続に向けた解決策を話し合う。②面談内容は、随時校長及び務主任に報告して共通認識とする。成績不振の場合</p>	<p>2 中途退学への対応</p> <p>学業の問題の場合は、成績不振を解消する方策を話し合い、将来を考えて自分が努力する姿勢を養うよう指導して行く。</p> <p>金銭の問題の場合は、利用可能な生活保護制度等を勧めるが、家庭事情を考慮して、時間をかけた指導を行う。</p> <p>健康の問題により退学する学生の場合は、予測ができず早期対応が難しいが、学生一人ひとりの健康状態をきめ細かく観察する。</p>	<p>2年次</p> <p>①進級時のオリエンテーション</p> <p>②4月～5月 個人面談</p> <p>③6月 合同就職説明会</p> <p>④7月 介護実習開始前</p> <p>⑤10月～11月 就職未内定者個別指導</p> <p>⑥11月～3月 就職未内定者、進路未定者の個別指導</p> <p>2 中途退学への対応</p> <p>介護福祉科開設以来の退学率は約7.9%</p> <p>退学理由は、健康の問題が多く、続いて進路変更となっている。</p> <p>休学者は、介護福祉科開設以来1名のみ</p> <p>平成28年度の退学者は2名</p>
--	--	---

<p>は、個々に合わせた学習方法を指導している。 指導は学生相談室を使用している。</p> <p>3 学生相談</p> <p>(1) 体制の整備</p> <p>充実した学校生活を送るうえで必要なのは、悩みを打ち明けられる学生対応の体制の整備である。学生相談の窓口を明確にして対応するなかで、教務部で解決できない問題があれば、校長自ら対応するなど、卒業までのサポート体制を整備している。</p> <p>相談内容は、指定されたファイルに記録し、キャビネットで保管している。相談の内容により教員会に諮り、必要に応じた対応策を講じることになる。</p> <p>(2) 留学生の受入れ</p> <p>国家資格を取得した外国人が継続的に就労できるように在留資格に「介護」を設ける入管法改正により、外国人留学生の受入れに関する問い合わせが増えているなか、平成29年度より、外国人留学生4名（出身国は台湾とベトナム）を受け入れることになった。入学選考では日本語能力を確認して、授業や国家試験にも対応できると判断した。</p> <p>平成29年度に入学した外国人留学生への学習</p>	<p>3 学生相談</p> <p>(1) 体制の整備</p> <p>専任のカウンセラーの配置は行っていない。担任教員と教務主任が中心となって対応しているが、健康状態の相談については、医療機関の受診を勧めている。</p> <p>相談内容により、教務部内での共通認識として情報交換を行っているが、定期的な実施ではない。定例会議内での情報交換を積極的に行うよう徹底する。</p> <p>(2) 留学生の受入れ</p> <p>外国人留学生の受入れを継続するための支援方策</p> <p>①日本語教育の支援 ②専門分野教育の支援 ③日本語学校等の講師による定期的な相談窓口 ④減免による学費負担の軽減 など</p>	<p>(2) 留学生の受入れ</p> <p>「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律等の施行に伴う留学生、就学生及び外国人教師等の受入れについて（通知）」（平成29年6月29日付け文学留第168号）記4（3）の規定により、設置する全ての学科の入学定員を合算した数（以下「総入学定員数」という。）の2分の1までにとどめることとしてきたが、留学生の在籍管理等を適正に行っている専修学校</p>
--	---	---

<p>指導や生活指導の成果が、次年度以降も外国人留学生の受入れが継続できるか判断基準になる。</p> <p>4 学生生活</p> <p>(1) 経済的側面に対する支援体制</p> <p>入学後は、授業料等の納付に係る分納及び延納について、学内規程により定めて柔軟に対応している。現在、学生に紹介している公的学費支援制度は、日本学生支援機構奨学金、教育訓練給付制度、ニッセイ聖隷健康福祉財団奨学金制度、埼玉県介護福祉士修学資金貸付制度がある。</p> <p>埼玉県介護福祉士修学資金貸付制度の活用は、経済的理由により介護分野に就職する高校性に向けた学生募集に有効活用していく。</p> <p>また、現在まで前例はないが、授業料等減免制度規程により、特例の手続きとして大規模災害発生時及び家計急変時等に対応できる支援体制を整備している。情報は、学校案内やホームページで公開し</p>	<p>4 学生生活</p> <p>(1) 経済的側面に対する支援体制</p> <p>4月から5月にかけて、各種奨学金制度及び修学資金貸付制度の申込時期になるが、申請漏れのないように申請窓口や受付期間を案内している。</p> <p>埼玉県介護福祉士修学資金貸付制度の利用を希望する入学者には、審査があり必ず貸与できる制度ではないことを説明して理解を求めている。</p>	<p>にあつては、平成23年度以降に入学予定の留学生について、充実した教育指導及び適切な留学生管理を確保できる範囲内で、総入学定員の2分の1をこえて受け入れることを可能とすること。なお、入学者募集要項等において、留学生の受入予定数をあらかじめ示すことが望ましいこと。</p> <p>4 学生生活</p> <p>(1) 埼玉県介護福祉士修学資金貸付制度</p> <p>①対象者：埼玉県内の介護福祉士養成施設に入学して、卒業後埼玉県内の福祉施設等において介護福祉士として介護業務に従事しようとする者</p> <p>②貸付限度額：月額5万円／入学準備金20万円／就職準備金20万円 合計160万円</p> <p>③返還について：介護福祉士養成施設を卒業後、直ちに埼玉県内の福祉施設等において介護業務に従事すると、修学資金の返還の猶予を受けることができる。また、猶予を受け引き続き5年間継続して同業務に従事すると、返還の免除を受けることができる。</p> <p>平成28年度実績として、授業料等減免制度</p>
--	--	--

<p>ている。</p> <p>授業料等減免制度に「減免の取消し」が定められている。成績不振や成績不振による休学者は、減免を取り消されることがあるため、対象者に対して説明している。</p> <p>(2) 健康管理</p> <p>毎年度4月に学校保健計画を策定して、年間における学生の健康管理体制を明確化している。</p> <p>また、学校環境衛生検査を一年度2回実施するとともに、日常の環境衛生保持のために日常環境衛生点検表に基づき毎日点検を行っている。</p> <p>4月には全学生が健康診断を受診している。検査結果は一覧表で学校が保管し本人に通知するとともに、看護師資格を有する教員がすべて確認して、再健診が必要と思われる学生には個別対応している。介護実習前には腸内検査を実施して、実習施設に検査結果を報告するとともに、本人に通知している。再健診が必要と思われる学生には個別対応している。</p> <p>学内には、体調不良の学生が静養できる保健室を設置している。その際は教員や事務職員が学生の経</p>	<p>(2) 健康管理</p> <p>保健室は有しているが、保健室専門職員は配置できていない。現状では看護師資格を有する教員が兼務する体制を継続していく。</p> <p>心身の健康相談に対応する専門職員は配置できていない。現状では、担任教員が学生の生活態度に変化がないか注意を払い、個別相談で対応する体制を継続していく。</p>	<p>の利用者8名（1年生6名、2年生2名）、日本学生支援機構奨学金制度の利用者1名（1年生1名、2年生0名）、ニッセイ聖隷健康福祉財団奨学金制度の利用者2名（1年生0名、2年生2名）、埼玉県修学資金貸付制度利用者8名（1年生6名、2年生2名）となっている。</p> <p>(2) 校医：吉川中央総合病院院長 長澤重直</p> <p>学校保健計画及び学校安全計画は、学校が策定した立案について確認を依頼して確定している。</p> <p>学校環境衛生検査は、学校教育法に基づき、平成25年度後期より実施して、教室環境の検査を定期的に行っている。</p> <p>検査内容は、①照度／②まぶしさ／③騒音レベル／④揮発性有機化合物／⑤空気環境／⑥ダニまたはダニアレルゲン／⑦水質検査（①～③、⑤は年2回 ④、⑥は年1回 ⑦は年1回2か所）</p> <p>日常環境衛生点検項目 教室の環境 換気、温度、明るさ・まぶしさ、騒音</p>
--	--	---

<p>過観察をしている。</p> <p>吉川中央総合病院に、学校医として委嘱している。特に急病や大けがをした場合は、連絡の上病院まで搬送することがある。</p> <p>(3) 生活環境の支援体制</p> <p>学生寮は設置していない。入学前の住所の殆どが埼玉県、千葉県及び東京都であり通学圏内のため、学生寮やアパート等の斡旋を必要としない。</p> <p>また、遠方より資料請求があった場合は、不動産業者の案内を同封の上、情報提供している。</p> <p>(4) 課外活動に対する支援体制</p> <p>ボランティアで地域の活動に参加することは、多職種協働の理解に役立ち、チームの一員としての役割などを体験できる場として推奨している。</p> <p>実習施設等で募集されるボランティアの参加をはじめ、吉川市地域包括支援センターと共催する認知症カフェや吉川市民まつりへの参加も地域交流の一環として積極的な参加を呼び掛けている。</p> <p>5 保護者との連携</p> <p>平成28年度の学生平均年齢は36.5歳であ</p>	<p>(4) 課外活動に対する支援体制</p> <p>少しずつではあるが、吉川市の活動に参加する機会を増やしてきた。今後も吉川市の活動に積極的に参加して課外活動として定着させながら、学生の地域交流を支援していく。</p> <p>5 保護者との連携</p> <p>保護者との連携は、学校生活の一面と家庭での一</p>	<p>飲料水等の水質及び施設・設備 学校の清潔及びネズミ・衛生害虫等</p> <p>(4) 地域交流の実績（平成28年度）</p> <p>吉川市民まつり参加 11月20日 なまりんオレンジカフェ（認知症カフェ）共催 8月24日、11月12日、2月25日</p> <p>5 保護者との連携</p> <p>平成28年度の退学者2名のうち1名は高等</p>
---	--	--

<p>り、高等学校新卒者数は11名である。社会人経験者が約5分の4を占めるため、保護者会を開催できていないのが現状である。</p> <p>ただし、面談が必要な問題を抱えている学生に対しては、随時適切な対応を行っている。保護者に連絡を取り希望日を設定の上、3者面談を実施する。成績不良、欠席過多及び問題行動など経過報告をまとめ、詳細を保護者に伝えられるよう徹底している。保護者には、現状説明と改善方策を明確に伝えて、連携協力を得るよう努力している。</p> <p>郵便通知の場合は、配達記録郵便を利用して、連絡漏れやトラブルのないように配慮している。特に通信記録は、詳細に記録する。</p> <p>6 卒業生・社会人</p> <p>(1) 卒業生への支援</p> <p>介護福祉科の卒業生に向けた研修として、7月24日(日)に「今見直す、個人と家族の防災対策講座」(講師：ソナエルワークス代表高荷智講師)、11月12日(土)に「施設長に伺う、”介護の専門性“とは」(講師：越谷なごみの郷施設長八幡雅冬先生)を開講した。介護現場で働く卒業生が求めている情報やスキルは何か、ニーズを把握し卒業研修</p>	<p>面を結びつける上で重要である。学生の学校生活の一面を認識していない保護者もいる。高校新卒者の家庭環境はさまざまであり、連絡を取ることが難しい場合がある。電話を掛ける時間帯の工夫や学生本人の協力などが必要である。休学や退学をさせない、専門職業人に養成するための指導を保護者の協力の下取り組んでいく。</p> <p>保護者との連携には、学校の教育活動を周知し理解を得ることが必要である。そのための手段として学校通信等の作成・配布が望ましい。</p> <p>6 卒業生・社会人</p> <p>(1) 卒業生への支援</p> <p>卒業生への支援体制を強化するために、介護福祉科卒業生に特化した同窓会組織を設立する必要がある。卒業研修・キャリア支援講座の充実と再就職の支援に活用する。</p>	<p>学校新卒者だったが、本人の退学の意志が強く保護者との連携は取れなかった。</p>
--	--	---

<p>の充実を図り、卒後のキャリア支援体制を構築している。</p> <p>(2) 社会人のニーズを踏まえた教育環境の整備 社会人の教育環境の整備として、既修授業科目の認定について学則及び学則運用規程に定めて、入学前の履修単位読み替えを行っている。認定の条件として、①他の介護福祉士養成施設等において履修した科目が本校における科目と同等の内容であると認めた場合、②そのうち、養成施設指定規則別表第4の「介護」の領域に係る科目を除く、③また、本校の課程修了に必要な総授業数の2分の1を超えない、としている。ただし、過去の学生で履修単位読み替えを適用した例はない。</p> <p>埼玉県委託職業訓練生は、平成22年度から継続して受入れている。委託訓練生は、就業期間が2年と定められているため、それ以上の延長は認められない。就職へ結びつけることを目的としているから、卒業までに就職内定を目的とした面談を繰り返し行い、徹底した就職指導を実施している。</p>	<p>(2) 社会人の受入れ状況 埼玉県の委託訓練制度の周知により、社会人の入学志願者の殆どが委託訓練生として入学している。平成24年度入学生をピークに、委託訓練生を含め社会人の入学者は減少している。介護施設で働く場合に、介護福祉士資格等の有無は問われないため入学志願者に直結しにくいのが、資格取得の意義を継続して発信していく。</p>	<p>(2) 過去3年の社会人の受入れ状況 平成26年度 入学者29名中22名(75.9%) 平成27年度 入学者30名中26名(86.7%) 平成28年度 入学者25名中18名(72.0%)</p>
--	--	--

最終更新日付	2017年5月31日	記載責任者	久田 晴實
--------	------------	-------	-------

基準 6 教育環境

	中項目	適切	不適切	小項目	
6-22	施設・設備等	■		6-22-1	教育上の必要性に十分対応した施設・設備・教育用具等を整備しているか
6-23	学外実習・インターンシップ等	■		6-23-1	学外実習、インターンシップ、海外研修等の実施体制を整備しているか
6-24	防災・安全管理	■		6-24-1	防災に関する組織体制を整備し、適切に運用しているか
		■		6-24-2	学内における安全管理体制を整備し、適切に運用しているか

点検結果：教育環境 は、小項目点検基準を満たしている。

総括と課題	今後の改善方策	特記事項（特徴・特色・特殊な事情等）
<p>1 施設・設備等</p> <p>関係法令を遵守し、施設・設備及び機器類等は必要に応じて整備している。</p> <p>校舎内には、関係法令で定められている施設及び設置が望ましいとされている、介護実習室、入浴実習室、家政実習室、図書室、保健室、更衣室、演習室、学生相談室を整備している。その他隣接するグラウンドを所有している。</p> <p>図書室の蔵書数としては、平成28年度末で専門図書約3,249冊を保有している。平成21年度に学科を設置して以来、毎年度予算計上して200冊前後の図書を購入している。平成28年度実績は、146冊。（鍼灸科の図書804冊を除却）</p> <p>学内には、テーブルを配置したアメニティスペー</p>	<p>1 施設・設備等</p> <p>図書室の充実が重要課題として取組み、蔵書数を増やしていく。学生からの購入希望図書調査を継続するとともに新書情報の回覧を行い、介護分野にとらわれず専門分野以外の図書も購入を検討する。DVD等の視覚的教材も積極的に購入する。</p>	<p>1 施設・設備等</p> <p>施設の状況</p> <p>普通教室2、図書室、演習室、保健室、学生相談室、介護実習室（和室スペース含む）、入浴実習室、家政実習室、更衣室、教職員室、グラウンド</p> <p>学校環境衛生検査項目</p> <p>年2回検査：教室の照度、まぶしさ、騒音及び空気環境</p> <p>年1回検査：揮発性有機化合物、ダニまたはダニアレルゲン</p>

<p>スがあり、学生が休憩や食事をする空間を整備している。</p> <p>校舎内の環境衛生点検は、毎日実施している。清掃は、週4日間外部委託をしている。毎年5月と11月には学校環境衛生検査を実施している。</p> <p>施設・設備に関する点検は、毎日実施している。その他、昇降機保守点検は3か月に1回、建物定期検査は年1回、防災設備点検は年2回実施している。日常点検及び定期点検で不備となった事項は、随時修繕対応を行っている。</p> <p>2 学外実習・インターンシップ等</p> <p>介護実習科目は、関係法令で定められている時間数（450時間）により、教育課程上で卒業必須科目として位置付けている。職業実践専門課程認定校（平成28年度認定）として、介護福祉士として必要とされる実践的かつ専門的な知識及び技術を取得するための実習の実施と評価等について、実習施設との連携のもと実施していく。</p> <p>授業概要及び介護福祉実習要綱に、その意義、目的並びに達成目標について明示し、適切に運用している。各段階に応じた必要な実習を行うため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、自立支援施設</p>	<p>2 学外実習・インターンシップ等</p> <p>少数ではあるが、実習施設からの申出により介護実習が中止されることがある。原因の殆どが体調不良による欠席または遅刻、あるいは実習態度にある。事前指導の中で、繰り返し実習時の心得を指導しているが、学生の多様なキャリアから、再実習者を出さないための、個人に合わせた細かい指導の実施が必要である。</p> <p>再実習は長期期間を要するため、2年次後期の授業期間終了後に実施することが多く、卒業時期に影響してくる。本科生では、評価が不可になった場合、留年もあり得ることを充分説明し、納得の上で再実</p>	<p>2 学外実習・インターンシップ等</p> <p>実習施設72施設の内訳</p> <p>特別養護老人ホーム24</p> <p>介護老人保健施設12</p> <p>自立支援施設8</p> <p>訪問介護事業所28</p> <p>4つの段階</p> <p>介護実習Ⅰ－①：1年次7月下旬から10日間</p> <p>介護実習Ⅰ－②：同年度2月下旬から18日間</p> <p>介護実習Ⅰ－③：2年次8月上旬から4日間</p> <p>介護実習Ⅱ：同年9月中旬から23日間</p>
---	--	---

<p>及び訪問介護事業所など、現在72施設（事業所）と実習委託契約書（今後は「企業等との連携による介護実習の協定書」を締結する）を締結している。</p> <p>介護実習は、在籍する2年間のうち4つの段階に分けて実施する。実習期間中は配属した介護施設との連携により、実習指導者を中心とした指導に加えて、教員による巡回指導を行う。巡回指導では、1週間のうち1度実施して、実習指導者との連絡及び協議の連携を取り、学生との面談・指導により介護実習の円滑化を図っている。</p> <p>実習指導者は、介護実習評価票の評価基準により、各段階で求められる到達度合について評価する。その評価を基に、学内で科目の履修について協議し成績判定を行う。60点以上「C」評価までを合格として、59点以下「D」評価を不合格とする。不合格者は再実習を行う。</p> <p>介護実習の開始前の事前指導に加えて、実習終了後の事後指導を個別に実施している。このことにより、介護実習の教育効果を確認するとともに、実習中に疑問を感じた事項についてまとめ、次の段階実習に活かすよう指導している。</p> <p>3 防災・安全管理</p>	<p>習に臨む。委託訓練生では、卒業時期を変更することが出来ないなかで、再実習が可能なのか判断しなければならない。</p> <p>3 防災・安全管理</p>	<p>3 防災・安全管理</p>
--	---	-------------------------

<p>(1) 防災に関する組織体制</p> <p>毎年度4月に学校安全計画を策定するとともに消防計画を策定している。各教室には、火元責任者と避難経路を掲示することにより、緊急時の混乱を回避するよう努めている。防災避難訓練は年に一度10月に実施している。授業中に災害が発生してグラウンドを避難場所として各棟から集合させる。</p> <p>本校舎及び介護実習棟は、それぞれ平成14年、21年に建てられたもので、耐震基準はクリアしている。</p> <p>消防設備等の整備及び保守点検は、法令に基づき年2回の定期点検を行っている。その際不備があった場合は、改善を適切に行っている。</p> <p>(2) 学内における安全体制</p> <p>学校安全計画を作成すると同時に、不審者侵入時対処要領及び事故等発生時の緊急体制を策定している。学校安全計画と併せて教職員に対して周知・徹底に努めている。</p> <p>また、日常の安全点検として日常安全点検表に基づき毎日点検を行っている。</p> <p>通学時を含めた事故やけがに係る災害傷害保険、介護実習中の賠償責任保険は毎年度加入して、学校</p>	<p>(1) 防災に関する組織体制</p> <p>日常の防災意識の取組みとして、オリエンテーションの中で避難経路の周知を行い、安全教育の実施により対応していく。</p> <p>教職員室及び図書室内のキャビネットや書庫の転倒防止策は充分でないため、安全対策を検討する。</p>	<p>(1) 防災避難訓練の実施</p> <p>(2)</p> <p>日常安全点検項目</p> <p>玄関</p> <p>出入口の状況</p> <p>各教室・廊下・ホール等</p> <p>出入口、床、壁、窓、照明器具の状況</p> <p>階段</p> <p>滑り止め、手すり、清掃状況</p> <p>トイレ</p>
--	---	---

<p>生活をサポートしている。</p>		<p>出入口、壁、窓、照明器具の状況 床の滑り、清掃状況</p> <p>各実習室</p> <p>出入口、壁、窓、照明器具の状況 清掃状況</p> <p>グラウンド</p> <p>出入口、フェンスの状況 不審物はないか</p> <p>図書室</p> <p>出入口、壁、窓、照明器具の状況 書庫の破損、整理整頓 パソコンの破損状況</p> <p>加入している保険内容</p> <p>学生・生徒災害傷害保険 学生事故補償制度</p> <p>平成21年4月より、学内にAEDを設置</p>
---------------------	--	--

最終更新日付	2017年5月31日	記載責任者	久田 晴實
--------	------------	-------	-------

基準 7 学生の募集と受入れ

中項目		適切	不適切	小項目	
7-25	学生募集活動	■		7-25-1	高等学校等接続する教育機関に対する情報提供に取り組んでいるか
		■		7-25-2	学生募集活動を適切、かつ、効果的に行っているか
7-26	入学選考	■		7-26-1	入学選考基準を明確にし、適切に運用しているか
		■		7-26-2	入学選考に関する実績を把握し、授業改善等に活用しているか
7-27	学納金	■		7-27-1	経費内容に対応し、学納金を算定しているか
		■		7-27-2	入学辞退者に対し授業料等について適正な取扱いを行っているか

点検結果：学生の募集と受入れ は、小項目点検基準を満たしているが、結果として入学定員を充足することができていない。

総括と課題	今後の改善方策	特記事項（特徴・特色・特殊な事情等）
<p>1 学生募集活動</p> <p>（1）高等学校に対する募集活動</p> <p>校内ガイダンス及び資料配布会を主催する関係業者の案内を受けて、費用対効果を判断して可能な限り参加している。その中で、本校の教員が行う体験授業や事務職員が対応するブース説明など、学校の特色や募集概要について情報提供を行っている。</p> <p>高校訪問は、主に事務部の募集担当が行っている。進路指導担当教諭を直接訪問して、面談の中で介護福祉士資格制度、本校の特色及び卒業後の進路等について説明している。さらに、卒業学年生徒の進路希望状況や進学先決定まで</p>	<p>1 学生募集活動</p> <p>（1）高等学校に対する募集活動</p> <p>介護分野へ進学する高等学校新卒者が減少しているため、高等学校の進路指導教諭に、介護分野の現状や必要性、介護福祉士資格取得によるメリット及び今後の資格制度の動向について理解を得られるよう適切な情報提供に努める。本校の特色に対して広く理解を得るために、学校説明会やガイダンスへの参加を積極的に呼びかけ、高校生との接点をより多く得られるよう募集活動を強化する。</p>	<p>1 学生募集活動</p> <p>（1）平成28年度生学生募集に係る実績</p> <p>高校ガイダンス参加：13校 会場ガイダンス参加：1箇所 資料請求配布会：4校</p> <p>高校訪問数：のべ366校（埼玉県及び千葉県内）</p>

<p>のスケジュールなど聞き取り、介護分野への進学希望者がいれば、本校が開催する学校説明会等への参加を依頼している。</p> <p>(2) 募集活動の詳細</p> <p>本校では、4月の入学に合わせて10月1日より入学願書の受付を開始している。平成29年度生の受付期限を3月16日として、計8回の入学選考を行っている。入学願書の受付開始日等は専修学校団体が定める自主規制を遵守している。入試区分は、推薦入試、指定校推薦入試、AO入試、一般入試及び自己推薦入試を設定して、介護分野で学ぼうとするすべての方に広く門を開いている。</p> <p>オープンキャンパスの開催は、年間を通して実施している。開催案内は自校ホームページと資料請求者に対するDMの送付で行っている。高齢者の疑似体験や食事・移動の介助など、介護をより良く知っていただくために、前期（4月～9月）は、学校説明会を開催し、各専任教員が専門性を生かした体験授業を開催している。</p> <p>後期（10月～3月）は、個別相談会を開催</p>	<p>(2) 募集活動の詳細</p> <p>オープンキャンパスは教職員で知恵を出し合い工夫を重ねて実施しているが、参加者が伸びない状況が続いている。入学定員充足に向けてオープンキャンパスの参加者数、それに必要な資料請求数を目標設定して、他校との差別化を図りながら目標を達成するよう努力する。</p> <p>資料請求者には学校案内と募集要項の他に、最新のオープンキャンパスの日程と埼玉県介護福祉士修学資金貸付制度のチラシを同封して、学校の取り組みや利用できる学費支援制度などの情報を提供しているが、より分かりやすく情報提供できるよう努める。</p>	<p>(2) 募集活動の詳細</p> <p>オープンキャンパス開催回数：25回 オープンキャンパスの参加者：のべ62名（前年度41名）</p> <p>平成29年度入学者募集の資料請求者数は約900件で、約80%が関東圏、約45%が埼玉県内からとなっている。</p> <p>学校説明会の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ①学校概要の説明 ②入試概要の説明 ③体験授業 ④施設見学 ⑤個別相談（希望者のみ）
---	---	---

<p>し、予約不要で開催時間内であれば来校者の要望により内容を変形させて、個別に対応する相談会としている。</p> <p>夏休み期間の平日で、高校生を対象としたサマースクールを開催している。課外授業で体験できる「癒しの技術」や「介護技術」の体験授業を実施して、本校で学べる内容を広く紹介している。</p> <p>この他、土日や祝日に来校できない方に向けた学校見学を随時受け付けている。平日10時から17時の間で、職業カウンセリングや施設見学まで個別対応を実施している。</p> <p>2 入学選考</p> <p>入学選考基準は、学内規程「入学者選抜合否判定基準規程」に定めて、適切に運用している。募集定員、試験日程及び合否発表など、入学選考に関する事項は、学生募集要項並びにホームページに明示して公表している。選抜の基本的な考え方は、①本校への志望動機が明確で、なおかつ入学後の学校生活に対し、意気込みが感じられる姿勢があるか、②本校の教育課程をよく理解し、一定の学力を身につけているか、③</p>	<p>2 入学選考</p> <p>本校のエントリー開始日は6月1日に設定している。高等学校では、早い時期に進学先が決定して生徒が勉強しなくなるということで、AO入試を推奨していない場合がある。そのため本校では、平成29年度入学生まで入学前の準備学習として課題学習に取り組む「課題学習型AO入試」制度を導入して、進路指導教諭の理解を得られるよう説明をしている。</p> <p>入学者数は毎年度低い水準にあり、予算計上して</p>	<p>2 入学選考</p> <p>指定校推薦では、高等学校の進路指導教諭との信頼や連携が重要となるため、高校訪問の継続と学校数の拡大に努めたが、平成29年度の指定校推薦入試受験者は0名だった。</p> <p>入学区分ごとの試験内容</p> <p>①推薦・自己推薦入試：面接及び書類選考 ②一般・指定校推薦入試：小論文、面接及び書類選考</p>
--	--	--

<p>介護福祉士としての資質を身につけているか、としている。</p> <p>指定校推薦入試では、学業成績基準（評定平均）を設けずに、高等学校での欠席数、生徒の性格（適性）及び学修意欲に重点を置き、進路指導教諭が強く推薦できる人物を受入れることを想定している。</p> <p>本校のAO入試は、オープンキャンパスに参加することを条件として、本校の教育内容を十分に理解された方を対象とした入試区分である。記述に該当する場合にエントリーを受け付け、個別面談及び書類選考を実施する。エントリー者には、2対1の個別面談を行っている。面談の中で本校が求める人物像であるかを判断して、出願の可否判定を行っている。その後書類選考で受験者の人物像の再確認を行い可否判定している。</p> <p>入学選考は、教員会の審議事項として位置付けられ、事務職員の陪席の上、適宜実施して可否を決定している。</p> <p>3 学納金 （1）学納金の算定</p>	<p>いる収入額と入学者数に大きな隔たりがあり健全な学校運営とは言えない。受験者のニーズや傾向に対応しながら、入試制度の見直しなど柔軟に対応していく。</p> <p>平成29年度入学の外国人留学生の入学選考は、小論文により日本語能力を確認するため、一般入試のみとした。授業料等減免制度を適用して外国人留学生の学費負担を軽減するために、外国人留学生の入学選考方法を柔軟に対応するよう検討する。</p> <p>3 学納金 （1）学納金の算定</p>	<p>③AO入試：個別面談、書類選考</p> <p>平成29年度生別入学選考区分実績</p> <p>AO入試：5名 一般入試：4名 委託訓練生：13名</p> <p>3 学納金 （1）学納金一覧</p>
--	---	--

<p>学納金は、法人の担当部署の算定に加えて、近隣の他校の学費を参考に検討した上で、理事会の承認を経て決定している。学納金の周知は、学生募集要項及びホームページ等で行っている。資料請求者には、学校案内一式と同封して、授業料等減免制度や埼玉県介護福祉士修学資金貸付制度など、入学に際して利用できる学費サポートについて周知徹底するとともに、オープンキャンパスで来校した方には詳細について説明している。</p> <p>また、入学前の対策として、入学試験の成績または入学者の経歴による授業料の一部を減免する制度について、「授業料等減免制度規程」で規定して整備している。</p> <p>(2) 入学辞退者への対応</p>	<p>消費税の増税に伴う学納金の値上げは、現在のところ考えていないが、他の介護福祉士養成校の動向により、今後の検討課題になりうる。</p>	<p>1年次</p> <p>入学金：150,000円</p> <p>授業料：600,000円</p> <p>施設設備費：210,000円</p> <p>実習費：110,000円</p> <p>合計：1,070,000円</p> <p>2年次</p> <p>授業料：600,000円</p> <p>施設設備費：210,000円</p> <p>実習費：110,000円</p> <p>合計：920,000円</p> <p>授業料等減免制度対象者</p> <p>入学金：150,000円</p> <p>指定校推薦合格者</p> <p>授業料の一部：100,000円～300,000円</p> <p>AO入試「A」「B」区分合格者</p> <p>大学卒業者</p> <p>社会人経験者</p> <p>既婚女性または母子家庭の主たる生計維持者</p> <p>特別減免選出者</p> <p>(2) 3月31日までに入学辞退の意思表示をした</p>
---	---	---

<p>2年間に要する学納金の一覧は、学生募集要項及びホームページ等で明示している。本校では、明示した学納金以外の納付は要しないとしている。入学辞退者の返金についても、学生募集要項及びホームページ等で返還の要件について明示し、適切に運用している。</p>		<p>場合は、入学金を除き、授業料、施設設備費及び実習費を返還する。</p>
--	--	--

最終更新日付	2017年5月31日	記載責任者	山本 晃市
---------------	------------	--------------	-------

基準 8 財 務

	中項目	適切	不適切	小項目	
8-28	財務基盤	■		8-28-1	学校及び法人経営の中長期的な財務基盤は安定しているか
		■		8-28-2	学校及び法人運営にかかる主要な財務数値に関する財務分析を行っているか
8-29	予算・収支計画	■		8-29-1	教育目標との整合性を図り、単年度予算、中期計画を策定しているか
		■		8-29-2	予算及び計画に基づき適正に執行管理を行っているか
8-30	監査	■		8-30-1	私立学校及び寄付行為に基づき適切に監査を実施しているか
8-31	財務情報の公開	■		8-31-1	私立学校法に基づく財務情報公開体制を整備し、適切に運用しているか

点検結果：財務 は、小項目点検基準をおおむね満たしている。

総括と課題	今後の改善方策	特記事項（特徴・特色・特殊な事情等）
<p>1 財務基盤</p> <p>財務基盤の安定化には、安定的な入学定員の確保が必然であり、更なる入学者の確保に努める必要がある。</p> <p>また、コスト削減を図りつつも、教育設備等に充実に努める必要がある。</p>	<p>1 財務基盤</p> <p>今後は、財務基盤の安定を損なわない程度に教育設備の充実を図るために、安定的な入学者確保に更なる努力をする。</p> <p>効率性や収益性の判断が出来る資料作成に努める必要がある。</p> <p>契約内容の精査及び契約更新時期の確認により、コスト管理に努める。</p>	<p>1 財務基盤</p> <p>認定こども園に係る借入を遅滞なく償還する。</p>
<p>2 予算・収支計画</p> <p>単年度の予算編成及び補正予算編成は、適正で妥当性があると判断する。しかしながら、教職員への開示が必要である。</p>	<p>2 予算・収支計画</p> <p>全学的に教職員の意見を聴取し、学園本部が策定したうえで、評議員会の承認を得て、理事会において決定する。年度当初にネットワークを利用して教</p>	<p>2 予算・収支計画</p> <p>施設の老朽化に伴い、修繕費支出が嵩む傾向にある。</p> <p>吉川福祉専門学校としては、学内校舎移転と募集</p>

<p>また、学園全体の具体的な中長期計画の策定が必要である。</p> <p>3 監査</p> <p>寄付行為第15条に基づき、監事が財産の状況を毎会計年度終了後2ヵ月以内に理事会及び評議員会に監査報告書並びに監事監査意見書を作成し、提出して審議承認を受けている。</p> <p>4 財務情報の公開</p> <p>財務情報の公開については、私立学校法に基づき体制を整備し、ホームページに法人概要、事業概要、財務概要、収支計算及び監査報告を掲載し公開する必要がある。</p>	<p>職員に開示する。</p> <p>予算執行の啓蒙のためにも、補正予算編成終了後、ネットワークを利用して教職員に開示する。</p> <p>3 監査</p> <p>特になし</p> <p>4 財務情報の公開</p> <p>ホームページの情報公開として、法人の概要、事業の概要、財務の概要及び決算総括表を掲載し公開する。</p>	<p>定員変更を機に、収入超過の予算執行が求められる。</p> <p>3 監査</p> <p>決算書類作成後、公認会計士による外部監査を受けたうえで、監事監査を実施している。</p> <p>4 財務情報の公開</p> <p>ワタナベ学園の各部署（施設）の職員に対して、財務情報の公開の場として決算説明を実施している。</p>
---	---	--

最終更新日付	2017年5月31日	記載責任者	一郎丸 恵一
--------	------------	-------	--------

基準 9 法令等の遵守

	中項目	適切	不適切	小項目	
9-32	関係法令、設置基準等の遵守	■		9-32-1	法令や専修学校設置基準等を遵守し、適正な学校運営を行っているか
9-33	個人情報保護	■		9-33-1	学校が保有する個人情報保護に関する対策を実施しているか
9-34	学校評価	■		9-34-1	自己評価の実施体制を整備し、評価を行っているか
		■		9-34-2	自己評価結果を公表しているか
		■		9-34-3	学校関係者評価の実施体制を整備し、評価を行っているか
		■		9-34-4	学校関係者評価結果を公表しているか
9-35	教育情報の公開	■		9-35-1	教育情報に関する情報公開を積極的に行っているか

点検結果：法令等の遵守 は、小項目点検基準をおおむね満たしている。

総括と課題	今後の改善方策	特記事項（特徴・特色・特殊な事情等）
<p>1 関係法令、設置基準等の遵守</p> <p>関係法令の基づき、埼玉県総務部学事課及び埼玉県福祉部社会福祉課の指導により、専修学校設置基準及び養成施設指定規則を遵守して事務処理を行い、適切な学校運営を行っている。</p> <p>学則は必要な事項について規定して、適切な届出をしている。また、学則を補う細則（学内規程）を規定して、適切な学校運営のため整備している。</p> <p>セクシャルハラスメント等の防止のための指針を明確化するために、学園規程「セクシャルハラスメントの防止等に関する規程」を規定し</p>	<p>1 関係法令、設置基準等の遵守</p> <p>幅広い学生の年齢層や、男女特有の相談に合わせた学生対応が求められるため、相談窓口を周知して問題解決に努められる体制を整備する。</p> <p>教職員に向けた法令遵守に関する研修は、学園全体で取り組む研修会として、過去に数回実施した実績がある。個別での申込みになるが、社団法人私学経営研究会が主催して毎月開催される会員セミナーへ参加できる体制は、整備されている。</p> <p>外部講師等の手配や日程調整が要されるため、必要に応じて学園本部主導による開催計画の立案が必要である。</p>	<p>1 関係法令、設置基準等の遵守</p> <p>平成28年度に行った主な点検及び検査の内容</p> <p>①学校基本調査（学校調査票、学校施設調査票）</p> <p>②介護福祉士養成施設等報告</p> <p>③学校自己評価</p> <p>④専修学校・各種学校実態調査</p> <p>⑤私立専修学校・各種学校検査</p> <p>⑥介護福祉士養成施設自己点検</p> <p>学園全体の研修会開催は、2校の専門学校、6園の幼稚園及び3園の保育園の行事調整もあるため、難しいのが現状である。</p>

<p>て、適切に運用している。教職員に対する相談窓口は学園本部人事担当。学生については、担任教員が窓口となり、学生相談室等を利用した個別面談により対応している。</p> <p>2 個人情報保護</p> <p>学園規程で「個人情報の保護に関する規程」を規定して、適切に運用している。さらに法人本部、専門学校、幼稚園及び保育園における個人情報の保護に関する重要事項を審議するため「個人情報保護委員会」を置き、その委員の構成及び運営に関する必要事項について定める「個人情報保護委員会規則」を整備している。</p> <p>パソコンデータの管理としては、学園本部内にサーバを設置して管理している個人情報等を適切に運用するため「情報セキュリティ規程」を整備している。さらに、情報セキュリティ基本方針をはじめ、システム運用する上で必要とされる手順書を詳細に規定している。</p> <p>学内の運用としては、学園本部内に設置しているサーバに、部署別及び個人別のアクセス権を設定して、効率よく情報の共有化を図るとともに、個人情報の漏えい及び悪用を防止するシ</p>	<p>2 個人情報保護</p> <p>学生、卒業生、教職員及び非常勤講師の名簿の取扱いには、細心の注意を払い対応している。問い合わせがあった場合には、即答は避け、必ず当事者への確認連絡の上、対応するよう周知徹底している。</p>	<p>2 個人情報保護</p> <p>個人情報保護に係る学校の取組みについて、職員、学生及び保護者・家族への説明を積極的に行い、個人情報の漏えい防止に努める。</p> <p>学内規程「文書管理規程」で規定する「文書保存期間一覧表」に基づき、文書保存年限を経過した文書を破棄していくことも、個人情報の漏えい防止につながる。</p>
--	---	---

<p>ステムになっている。</p> <p>紙媒体による個人情報、耐火キャビネット で保管して、情報漏えいのないよう対策を講じ ている。</p> <p>3 学校評価</p> <p>(1) 自己評価の実施体制</p> <p>専修学校に自己評価が義務付けられたことを 受け、本校では、平成26年4月1日付で「自 己評価委員会規程」を施行して、同年より自己 評価を実施している。自己評価実施にあたり、 主に私立専門学校等評価研究機構発行する「専 修学校のための学校評価ハンドブック」を参考 に、実施スケジュール及び点検項目について策 定した。</p> <p>点検・評価は、校長、専任教員、事務長及び 事務長代理が担当して、点検者の視点により実 施された。5月末までの完成を目指し、学校関 係者評価委員会及び教育課程編成委員会の資料 として活用した。各委員会の評価基準となるた め、職業実践専門課程認定校として組織的に取 り組みたい。</p>	<p>3 学校評価</p> <p>(1) 自己評価の実施体制</p> <p>点検項目に対して点検者を固定せず、違った角度 から点検・評価が実施されるよう工夫が必要であ る。</p> <p>また、当該年度の取組みを振り返り評価すること で、学校運営の改善につなげていく。</p>	<p>3 学校評価</p> <p>平成27年度自己評価報告書</p>
---	---	---

<p>(2) 自己評価報告書の公表</p> <p>自己評価報告書は、ワタナベ学園理事長に提出するとともに、ホームページに掲載して広く社会に公表している。</p> <p>(3) 学校関係者評価の実施・公表</p> <p>学校関係者評価については、平成27年4月1日付で「学校関係者評価委員会規程」を施行して、私立専門学校等評価研究機構発行する「専修学校のための学校評価ハンドブック」を参考に、平成27年度から実施・公表を開始した。</p> <p>4 教育情報の公開</p> <p>文部科学省の「専門学校における情報公開等への取組に関するガイドライン」を基に作成してホームページで公開している。</p> <p>また、職業実践専門課程認定校として、所定様式を活用して「職業実践専門課程の基本情報」について公開義務を遵守している。その他の媒</p>	<p>(2) 自己評価報告書の公表</p> <p>学校関係者にむけたホームページ以外の公表方法について、学校新聞等の活用など懸案事項となっている。</p> <p>4 教育情報の公開</p> <p>ホームページの情報は、利用者に新しい情報を提供できるように、更新作業を定期的に行う。</p> <p>更新する内容は、学校説明会等の内容に限らず、授業風景や日常のなにげない出来事を公開できるようにしたい。</p>	<p>(3) 学校関係者評価の実施・公表</p> <p>第1回：平成28年7月4日（月） 13時00分～15時00分 出席者：企業等委員4名（欠席1名） 学内委員4名</p> <p>第2回：平成28年11月10日（木） 13時00分～14時30分 出席者：企業等委員4名（欠席1名） 学内委員4名</p> <p>4 教育情報の公開（基本情報）</p> <p>I 学校の概要、目標及び計画 II 学科の教育 III 教職員 IV キャリア教育、実践的な職業教育 V 教育活動、教育環境 VI 学生への生活支援</p>
---	--	--

<p>体として、ホームページを活用して学校の特色、教育内容及び学校説明会等の日程について、定期的に更新しながら、最新の教育情報を公開している。</p> <p>地域に向けて開講している研修や講座の内容は、吉川市や近隣市の広報誌、吉川市内の公民館等に置くなど、広く募集活動を展開している。</p>		<p>VII納付金</p> <p>VIII学校の財務</p> <p>IX学校評価</p> <p>Xその他</p>
--	--	--

最終更新日付	2017年5月31日	記載責任者	久田 晴實
---------------	------------	--------------	-------

基準 10 社会貢献・地域貢献

	中項目	適切	不適切	小項目	
10-36	社会貢献・地域貢献	■		10-36-1	学校の教育資源を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか
			■	10-36-2	国際交流に取り組んでいるか
10-37	ボランティア活動	■		10-37-1	学生のボランティア活動を奨励し、具体的な活動支援を行っているか

点検結果：社会貢献・地域貢献 は、小項目点検基準をおおむね満たしている。

総括と課題	今後の改善方策	特記事項（特徴・特色・特殊な事情等）
<p>1 社会貢献・地域貢献</p> <p>本校では、課外活動に対する支援体制（33ページ）でも記載したが、吉川市地域包括支援センターと共催する認知症カフェや吉川市民まつりへの参加を積極的に行い地域に貢献している。</p> <p>また、法人全体の取組みとして、吉川市教育委員会の協力で「子ども大学よしかわ」を開講した。対象は、吉川市内の小学生で、全学年（小1～小6）、高学年（小4～小6）、低学年（小1～小3）の3コースに分けて実施した。本校からの授業として、アイマスクをして視覚障害者を体験する授業を開講した。多くの小学生が、普段では学べない体験学習に、楽しく参加した。</p>	<p>1 社会貢献・地域貢献</p> <p>今年度の活動実績をさらに拡大して地域のなかの学校として位置付けられるように、吉川市の活動への協力や会場の提供など、地域包括ケアシステムの中で一助となれるよう地域貢献を進めたい。</p> <p>子ども大学よしかわでは、吉川市内唯一の専門学校として、さらに強い関わりを持ち、介護分野の授業を開講して分野に対する興味や理解を求める活動としていきたい。</p>	<p>1 社会貢献・地域貢献</p> <p>子ども大学よしかわの概要</p> <p>開講日：平成28年10月 1日（土） 平成28年10月23日（土） 平成28年12月 4日（日）</p> <p>時間：9時30分受付～12時00分終了</p> <p>開講授業数：9講座</p> <p>参加人数（のべ）：165名</p>

<p>委託訓練生の受入れも、埼玉県が継続される限り積極的に行い、社会人が学びやすい学校環境を整備して、介護福祉士の養成による社会貢献に寄与していく。</p> <p>2 ボランティア活動</p> <p>介護施設や介護施設を設置する法人からボランティアの案内が届いた場合は、ホームルームや掲示板に掲示して参加を促している。特に実習施設や卒業生の就職施設からの案内には、ボランティアの目的や効果などを指導して、積極的な参加を指導している。</p> <p>ボランティア活動の実績は、参加した学生から報告を受けて、受入の施設ごとにファイリングにより保管している。実習施設や卒業生の就職施設でのボランティア活動は、概ね良い評価を得ており、毎年継続して参加している。</p> <p>今後ますます吉川市内の介護施設や、地域包括ケアセンターとのボランティアを通じた連携体制を構築したい。</p>	<p>2 ボランティア活動</p> <p>今後も継続して学生のボランティア活動を奨励するとともに、ボランティアでも活用できるアクティビティ修得のための課外授業の工夫・実施により支援していく。実習施設や卒業生の就職施設以外のボランティアへの参加は積極的でない傾向はあるが、ボランティアの趣旨を理解させ、いろいろな活動に興味を持たせるよう学生には継続して指導していく。</p>	
---	---	--

最終更新日付	2017年5月31日	記載責任者	久田 晴實
--------	------------	-------	-------

4 平成28年度重点目標達成についての自己評価

平成28年度重点目標	達成状況	今後の課題
<p>1. 介護専門職として高い専門性を持つ介護福祉士を養成するために、知識（理論）と実践技術（基礎）と職業人としての感性（倫理観）をバランスよく教授する。</p> <p>2. 介護福祉士国家資格取得のために学生の資質を見極め、レベルアップを図りながらより良い教育を実践する。そのために個別指導にも重点を置く。</p> <p>3. 時代に即し社会や地域に貢献できる介護福祉士を養成するために、介護現場のニーズを的確に把握し、施設等との連携を深めるための（人事）交流を推進する。</p> <p>4. 実践教育の中で学生が積極的に自己研鑽に努められるような学習環境を整備することで、学生のレベルアップを図り、就職支援に繋げる。その上で就職のミスマッチを極力無くすために個別指導及び個別相談を実施する。</p>	<p>1. 専門教育については教員会議において共通認識を持つとともに、バランスの取れた学びを実施するために、常に専門性を意識しながら授業展開が行えるように教員間で情報交換を行った。</p> <p>2. 国家資格取得のために修得レベルまで達成しない学生については、放課後補習を実施した。また、特に修得の不十分な学生については継続的に個人指導を行ない、レベルアップを図った。</p> <p>3. 介護現場の状況は社会情勢を背景に変化することが多いため、外部関係者が参加する会議等を有効活用し、施設等との情報交換、情報共有を積極的に実施した。</p> <p>4. 学習環境の整備は学生の学ぶ意欲を高める意味でも重要であるため、日々点検、整備を実施した。また、就職支援については、企業が参加し直接情報収集するための就職相談会を開催した。さらに、就職のミスマッチをなくすための個別面談を積極的に実施した。</p>	<p>1. バランスのとれた学びに関しては、学生の修得レベルの差が課題となるため、学生のレベルに合わせた個人指導を徹底するとともに、全体をレベルアップする具体的な取り組みが必要である。</p> <p>2. 学びについて前向きな学生は修得レベル達成までさほど時間を有しないが、学習意欲の低い学生に関しては繰り返し意識付けを行い、レベルアップのための具体的な方策の検討が必要である。</p> <p>3. 時代に即し社会や地域に貢献できる介護福祉士を養成するために、変化する社会情勢や介護分野のニーズや課題を情報収集・分析し、授業の中で展開していくことが重要である。</p> <p>4. 整備された学習環境の中で、いかに学生の学習意欲を維持継続させるかが課題である。学校生活に慣れることによる意欲低下を防ぐための授業内容の検討や、より良い就職活動を実施可能にするための求人資料の配置、ファイリングの見やすさ、就職活動に関する相談やサポートを定期的実施することが必要である。</p>

